

老人デイサービス運営事業における ホリデイサービス運営事業加算について

平成8年5月10日
厚生省老人保健福祉局長

老人福祉法第5条の2第3項に規定する「老人デイサービス事業」及び同法第20条の2の2に規定する「老人デイサービスセンター」の運営事業（以下「老人デイサービス事業等」という。）について、休日等にも事業を実施することにより、新ゴールドプランの基本理念であるサービスの普遍化を促進し、利用者及び家族のニーズに応えるため、今般、下記のとおり、ホリデイサービス運営事業加算を行うこととした。ついては、ホリデイサービス運営事業加算対象事業に該当する事業が適正に実施されるよう、管下市町村をご指導麻いたい。

記

1. ホリデイサービス運営事業加算対象事業の認定

(1) 市町村は、都道府県と協議のうえ、2に定める要件に基づき、ホリデイサービス運営事業加算対象事業の認定を行うものとする。

(2) 認定は、毎年4月1日現在において行うものとする。なお、新規に事業を開始する場合の初回の認定時期は当初の開所日とする。

2. ホリデイサービス運営事業加算対象事業の要件

老人デイサービス事業等が、原則として次の要件に該当する場合は、事業の運営費についてホリデイサービス運営事業加算を行うものとする。

(1) 老人デイサービス事業等を週7日、通年で行うものであること。

(2) 休日等に行う事業についても、昭和51年5月21日社老第28号「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」の別添4「老

人デイサービス運営事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、事業が実施されていること。

なお、ボランティアや地域住民との交流や行事の要素を取り入れた活動中心のメニューにする等休日の特色を考慮した事業の実施方法をとる場合は、実施要綱1の(6)の各類型ごとの事業実施要件を緩和する。

3. ホリデイサービス運営事業加算の額

毎年度の在宅福祉事業費補助金交付要綱において定める額

(別紙1)

ホリデイサービス運営事業加算制度の創設

(趣旨)

1. 老人デイサービス事業を休日にも実施することにより、新ゴールドプランの基本理念であるサービスの普遍化を促進し、もって利用者及びその家族のニーズに応えるものである。
2. なお、休日に行うサービスについては、家族、地域住民等との交流事業や行事中心の事業などの多様な形態を認めることとする。

(事業内容)

か所数	100 か所
1か所あたり単価	6,375 千円 (年額)
補助率	1/2
サービス実施方法	<p>週7日、365日事業実施を行うが、休日については、次のような形態での実施を認める。</p> <ul style="list-style-type: none">●サテライト型地域交流事業方式<ul style="list-style-type: none">・実施方法としてサテライト方式での実施を認める・ボランティア、家族、地域住民との交流事業の実施・より身近なところでサービスが実施されるので原則として送迎は行わない・拠点のデイサービスセンター等から職員が出向く <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p>第1 土日曜日</p><p>第2 土日曜日</p><p>第3 土日曜日</p><p>第2 土日曜日</p><pre>graph TD; A["(福) 〇〇法人"] --> B["〇〇公民館"]; A --> C["〇〇デイサービスセンター"]; A --> D["〇〇保育所"]; A --> E["〇〇小学校"];</pre></div> <ul style="list-style-type: none">●アクティビティ・サービス方式<ul style="list-style-type: none">・プログラムは、行事の要素を取り入れたアクティビティ活動中心（花見、納涼会、秋の祭典等季節感あふれるプログラム、安全教室等）のプログラムとする・家族にできるだけ参加してもらう・送迎は、原則として家族が行う